

名古屋市教育委員会定例会

令和 7 年 1 月 17 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

報 告

日程 1 いじめの重大事態の報告について（報告第 15 号）

議 事

日程 2 名古屋市立小学校の通学区域の変更について（第 20 号議案）

協議題

日程 3 令和 7 年度「県民の日学校ホリデー」について（協議題第 17 号）

出席者

坪 田 知 広 教育長

栗 生 万 琴 委 員

山 本 久 美 委 員

水 野 孝 一 委 員

中 谷 素 之 委 員

園 田 理 委 員

教育次長始め、事務局員 12 名 ※傍聴者 0 名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、報告事項が 1 件、議案が 1 件、協議題が 1 件です。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第 1 「いじめの重大事態の報告について」は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 6 号「個人の権利利益を害するおそれがある事項に関すること」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第 1 につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

この場合、議事進行の都合により、日程第1「いじめの重大事態の報告について」を後の議題とさせていただき、公開で、日程第2、第3、非公開で、第1の順に進めさせていただきたいと思います。

(坪田教育長)

それでは、日程第2、第20号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたします。

まず、水野委員におかれましては、本議案の関係者であることから、ご退席をお願いいたします。

【水野委員退出】

(坪田教育長)

それでは、事務局の説明をお願いします。

(鈴木教育環境整備課長)

それでは、第20号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」ご説明いたします。

本件は、瑞穂区の弥富小学校及び陽明小学校の通学区域を変更するものでございます。

資料2 ページ、参考図をご覧ください。

現在、弥富小学校の通学区域となっております青色に着色した部分を、陽明小学校の通学区域に変更しようとするものでございます。

この部分は、現在、弥富小学校の通学区域となっておりますが、地域活動は長らく陽明小学校区となっております。そのため、学区より地域活動と合わせるよう、令和6年10月29日付で通学区域変更の要望があり、11月に瑞穂区長から教育委員会へ副申がありましたので、ご審議いただくものでございます。

なお、本件通学区域の変更に伴い、中学校についても萩山中学校区から汐路中学校区へ変更されることになります。

施行日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

なお、この地域には、現在弥富小学校に通っている児童はおりませんが、萩山中学校に通っている生徒が1人居住しております。

そのため、卒業までの間、引き続き萩山中学校に通えるように経過措置を設ける予定でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。

こちらの地図を拝見しますと、一区画の半分に相当するところで、特定する訳ではないですが居住としては4、5世帯程度なのかなと推測されますが、一方で道路の作りからするとここだけ欠けているというのは、どんな経緯でそれが生じたのかなということをお伺いしたいと思います。

(鈴木教育環境整備課長)

こちらブロックとしては一つになっておるんですが、水色に塗られているところが今回変えさせていただく八勝通という町名になっておりまして、このブロックの真ん中のラインで町名が変わっています。過去の経緯があると思うのですが、ブロックの中で二つ違う町名になっておりまして、そこで分かれているものでございます。

(中谷委員)

では、今回議論されている色のついた部分は八勝通三丁目になっているということですね。

(鈴木教育環境整備課長)

そうですね。

(中谷委員)

それはこれまでの経緯でとしか言いようがないということですね。

なかなか難しいと思うんですけど、地域の方からすると不自然な区切り方をされると今回のように色々ご不便があるかなというふうに思ったので、そういうことが分かるようなものであれば、ある程度全市的にというか広く検討する必要はあるのかなと思った次第です。簡単ではないのかもしれませんが、そういうような問題意識も生じるのかなと思いました。以上です。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、第20号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、水野委員に席へ戻っていただきます。

【水野委員入室】

(坪田教育長)

それでは、日程第3、協議題第17号「令和7年度『県民の日学校ホリデー』について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小島義務教育課長)

協議題第17号「令和7年度『県民の日学校ホリデー』について」につきまして、ご説明させていただきます。

県民の日学校ホリデーは、実施初年度の令和5年度は、令和5年11月24日に実施をいたしました。令和6年度につきましては、令和5年度の実施後のアンケート調査において、約3分の1の保護者の方が「有意義でない」「あまり有意義でない」と回答したことや、仕事を休むことができずに困ったという声があったことなどを踏まえ、一旦立ち止まることといたしました。

担当課といたしましては、休み方改革全体の趣旨、県民の日学校ホリデーのねらいには意義があると考えており、課題が改善される見込があれば、家族と一緒に休日を過ごしたり、体験的な活動に参加したりするなどの良い機会になるのではないかと考えております。

本日は、本年度の県の実施状況等についてご説明をさせていただき、委員の皆さまから令和7年度の実施に向けてのご意見を賜りたいと存じますので、お願いいたします。

資料の1ページをご覧ください。これは、愛知県の教育長から坪田教育長宛に出された依頼文でございます。

県が実施したアンケート結果の概要が掲げられ、最後に名古屋市と一緒にやって県全体で取り組んでいくことが何より重要であるので、参加についてご再考を、と要請をいただいているところでございます。

2ページをご覧ください。ここからは、県からいただいたアンケート調査の結果について、本市としてまとめたものをお示ししております。

本年度は、名古屋市が休業日を実施しませんでしたので、令和5年度に名古屋市が行ったアンケートの調査項目と同じ項目を県のアンケート調査に加えていただき、令和5年度の名古屋市の結果と本年度の愛知県の結果を比較しました。

問1は、県民の日学校ホリデーはお子さんにとって有意義であったかという設問ですが、有意義だと考えている保護者の割合に大きな変化はありませんでした。

続いて問2は、おさんはどのように過ごしたかという設問ですが、塾や習

い事の割合が減り、体験的な活動やイベントに参加したという子どもの割合が増えています。

問3は、保護者が休みをとったかを問うものですが、全体の22.9%の保護者が休みをとれなかったと回答している一方で、クロス集計を見ると「とても有意義であった」「有意義であった」と回答した保護者の54.4%が休みをとることができたと回答しています。このことから、保護者が休みをとれることが県民の日学校ホリデーを意義のあるものだと感じることに繋がっていることが分かります。

次のページをご覧ください。

問4は、お子さんは誰と過ごしたかという問いでございます。全体として大きな変化はございませんが、問6のクロス集計を見ますと、あまり有意義でない、有意義でないと回答したご家庭は、子どもが父母と過ごした割合が令和5年度に比べて減少しています。このことから、家族と一緒に過ごせる環境を整うことが県民の日学校ホリデーの充実につながるとうかがえます。

次のページをご覧ください。「4 愛知県の取り組み」についてです。

令和6年度は、新たに、経済・労働団体の会員企業等が集まる会議で休み方改革のねらいと取組を周知したり、中小企業25,000社にチラシを配付したり、企業向けメールマガジンによって周知したり、愛知県公式LINEで周知したりしたとのことでございます。

また、令和7年度には、これらの周知の時期をさらに早めて、企業等が計画的に準備できるようにするというのを聞いております。

以上のことから、「有意義でない」「あまり有意義でない」と回答した保護者の割合に大きな変化はないものの、愛知県が企業等への広報活動に力を入れ、認知が高まってきたこと、また、県民の日学校ホリデーにちなんだイベントが充実してきていることなどから、名古屋市が参加した際により充実した取組になるのではないかというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議ください。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(水野委員)

データに基づいて的確な分析を行っていただいているというふうに思います。休み方改革の趣旨にも、ホリデーの趣旨にも私は賛同しているところです。

県全体で取り組むことが求められるということではありますけれども、やはり名古屋市としても、ご一緒するからには全市的に同様に取り組むことが求められるのではないかなというふうに思います。

それと、小学校の場合、11月の土曜日に学校行事が入ることが多いのではな

いかというふうに思います。カレンダーを見ますと、11月8日、15日が土曜日にあたると思いますが、その土曜日の前は学校行事に向けた取り組みがあると思いますので、現実的には学校ホリデーと言われるウィークのところでの取り組みになってくるのかなと思ひまして、かなり具体的な話ですが、11月21日が理科研の全国大会が名古屋で開かれるそうなので、現実には11月21日にやるとしても、実際できない学校もあるのではないかなというふうに思うんですね。その場合は、中学校ブロック全体で休みの調整をするなどの個別対応もしっかりとしていただいた方が、小学生は休みで中学生は休みではないということがないように、中学校ブロックで考えるということが必要なのかなというふうに思います。

あと、昔は名古屋まつりで全市的に名古屋は休みだったんですね。全市的行事ということで市を挙げて取り組んだということもありますので、この趣旨に乗るのであれば、科学館や博物館なども含めて、全市的に取り組むということが重要なのではないかなというふうに思うところです。

(栗生委員)

令和7年度ということは、この県民の日学校ホリデーが始まって3年目という理解でよろしいでしょうか。

(坪田教育長)

そうですね。令和7年度で3年目ということになりますね。

(栗生委員)

初年度は、こういう制度を新しく始めた時って、なかなか周知が行きわたらないと思うんですけども、この県民の日学校ホリデーを子どもにとっても保護者にとっても先生にとっても、あらゆる方にとって良いものにするためにも、やはり早めの周知というのが鍵だなということは、我々経済界からは思います。

一方で、今経済界としても、有休奨励ということで年間10日以上取得しようみたいなところもあるので、早めに告知できることになってきているので、これは前向きに有休奨励と併せて、経済界も一緒になって保護者の皆さんとお子様が過ごせると良いかなという事で前向きに進めていただきたいと思います。

ちなみに、トワイライトスクールは開校しているのでしょうか。

(坪田教育長)

はい。昨年度の時もお願いをして朝から開校していただくということで対応しました。

(粟生委員)

じゃあ、保護者がお休み取れないご家庭の皆さまにはトワイライトスクールで対応できるということで良いと思います。

(中谷委員)

私も保護者の方や会社の事情を考えたうえで参加するということは賛成でありまして、トワイライトスクールとかは会社の都合によって休めない家庭にも考慮すべきということが一つです。

一昨年に結構話題になって、昨年については周りの保護者の方でも「そんなのあったっけ」みたいな感じで意識から遠のいているというところもありますので、改めて休み方改革の一環としてこういうことを進めていくのは良いのかなと思います。

一点、名古屋市としてその企画自体にどのような立場で参加していくのかということ、どういうふうに地域色を出すのかということは、また市の行政の方で考えていただければ良いのではないかなと。施設等の休業も含めて。県民の日の名古屋市での実施なのか、それとも名古屋市でのこういうカラーを出していくのかというのは、また検討ができるのかなというふうに思いました。

(山本委員)

やはり子どもがいる中で仕事をする、県立と私立というのもあるので難しいんですけど、兄弟の中でなるべく揃ってもらった方がありがたいのかなと。それは感じました。

企業の方は、このホリデーを知らないところがやっぱり多くて、教育のことはお母さんに任せているからお父さんは知らないとか、男性女性と言うと良くないかもしれないですけど、そういう人が多くて、うちの会社は男性が多いので、全く知らないという人達が多かったので、やはり企業の方にもそういう考えが持てるような仕組みがあると良いかなと、それは感じます。以上です。

(園田委員)

あまりこの休み方改革の趣旨が理解できていないところもあるんですけども、保護者の一人でもありまして、一緒にやればいいんじゃないかなぐらいのそういうアバウトな感覚で、だから参加することに何ら異議はないというか、一緒に県全体でやっていただいていいんじゃないかなというそのぐらいの感覚でおります。以上です。

(坪田教育長)

ここで決を採って決める訳ではないので、ご意見を踏まえさせていただいて、学校の運営とか授業時数とか、他の色々な対応ができるかですね。先ほどトワ

イライトのこともありましたけど、そんなものを確認しながら、色んなご家庭の事情があるので、なるべく多くの方に有意義だと思ってもらえるようにしなければいけないということもあると思います。

今細かいことで確認しておきたいんですけど、高校のことで、確かに県立や私立までは我々は分からないんですけど、山本委員はせめて市立は全部同じ日にした方がより良いと思われませんか。

（山本委員）

先ほど言ったような学校の事情があると別ですけど、でもその方が分かりやすいかなと。学校によって違ったりするよりも全市の取り組みという方が親も分かりやすく良いと思います。

（坪田教育長）

両方休むとなると難易度が上がるとかですね。

我々も少し聞いているんですけど、先ほど水野委員が言われた理科の研究大会は、全ての学校に影響があるんですかね。

（水野委員）

一部の学校みたいです。本当に一部の学校なんですが、休みにならなくなってしまうので、その場合は中学校ブロックで整えていただいた方が親切なんじゃないかなと。

（坪田教育長）

じゃあ、例えば21日だとしたら、その学校だけは別の日に中学校ブロックでやる方が良いということでしょうか。それが全体とずれても、ウィークの中であれば良いだろうと、そういう感じでしょうか。

（水野委員）

そうですね。やっぱり学校も年間計画を作っているところだと思うので、一刻も早く決めていただいた方が良いんじゃないかなと。

（坪田教育長）

我々の知らないところでもそういう事情が行事とかであるんだとしたら、例えば、岡崎市などは、色々事情があるだろうということで全て学校に決めてもらったんですね。中学校ブロックにしたのか運用は分かりませんが。そういう選択もないことはないのかなと。ただし、ちょっと複雑化するという問題があるので、それは技術的な課題なのかもしれませんね。原則は同じようにしておいて、各事情によっては変えられるというような柔軟性みたいなことかもし

れませんね。

分かりました。他には課題的なものはないでしょうか。

先ほど義務教育課長から説明があったように、実は昨年一旦見送ったということですが、前を向いて見送っているので、まだ1回目だった時に有意義というのが3分の2を超えなかったという微妙なところだったので、色々と休めない事情とか休めなかったら子どもが有意義でないというところと連動しているので、そこをよく分析をしないと我々としてもさらにということにはならないかなということで、一旦立ち止まらせていただいたということで、県からの依頼文にあるように、実はそれほど大きくは変わっていない部分もあるんですね。同じようにおおよそ3分の1は有意義でなかったと言っている。それを解きほぐしてもらおうと、やっぱり親が休めなかったら有意義でないだろうということで、親の見立てで有意義でなかったというのが3分の1付いているという。ただ一方で、体験活動に参加をしたというのが増えたりとか、イベントの参加が増えたという一定の兆しは県全体で定着してきたというところで、名古屋の子どもだけ参加できない、長久手の子どもは参加できた。でも、名古屋に行ったら科学館も全然対応していなかったみたいなそういう状態は、確かに皆さんが言うように全市的な、子どもには市境はないのでということだと思います。

なので、有意義でなかったという3分の1のところは個別の対応、先ほどのトワイライトは初年度もやったんですけど、それだけでは十分でなかったのなら、もう少しきめ細かな対応、あとは経済団体とかを通して、早めに親も休みましょうキャンペーンを父親も含めてしっかりとやっていけばいい環境ができて、全ての人が有意義になるかは分かりませんが、数値的には有意義を最大化できるのではないかなというふうに考えています。

というような状況であるということが共有できたということなので、本日のご意見を踏まえて判断していきたいと思います。県は県で経済団体に休み方改革を強く要請していくというお言葉もいただいているので、そういうことで今年の11月臨んでいこうと思います。

とはいえ諸課題があって、中3とか高3の学年を担当する先生方から伝わってくるのは、あまりよろしい時期ではないという説もあるんですね。そこが一番ポイントなんだとか、あと大学入試も年内入試というか、12月ぐらいに総合型選抜を行ったりとか、その対応で一番ピークになる時期だという説もありますが、せっかく全体でイベントとか色々な対応をしている時に、別の時期にというのもオペレーションがということになるので、そのあたりも総合的にまた考えさせていただいて、判断をさせていただきたいと思います。

昨年で言うと、2月の下旬に私の方で判断をさせていただいて県にもお伝えして、学校にも周知して対応していただいたということでございます。

基本的には子ども達がどう思うのかというのが大事で、今は保護者を通して

聞いていたり、子どもがどうだったかということは去年聞いているんですけど、参加した子は良かったと言っていますけど、参加しなかった子も含めて今後どうしようということを子どもに聞いたことはないんですね。

なので、今の話も含めて、最終的に我々として判断する材料として、子ども達に声を直接聞こうかなと。こども基本法も含めて、子どもの意向を直接確認するというのが良いということで、保護者は一人にしちゃったからと思っていただけど子ども自身は一人でホッとしていた子もいるかもしれませんし、色々あるかもしれないので、小学生と中学生と高校生は全然違うと思うので、そういうことも含めて、サンプルだと思いますけど、この時期なので簡単に答えられるアンケートで子どものご意見を聞いていって、最終的な判断をできたらなと思っておりますので、そのように今後進めさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

(坪田教育長)

それでは、これより日程第1へ移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴者の方々は退席してください。

日程第1については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時55分終了